

京都市有財産を次のとおり一般競争入札により売却します。

平成24年8月24日

京都市長 門川 大作

1 入札物件（4件）

(1) 1号物件（更地）

所在 京都市下京区七条通間之町東入材木町505番49

地目 宅地

地積 73.90平方メートル

予定価格 19,590,000円

(2) 2号物件（更地）

所在 京都市南区吉祥院観音堂町12番1

地目 学校用地

地積 582.00平方メートル

予定価格 57,510,000円

(3) 3号物件（更地）

所在 京都市南区上鳥羽清井町48番

（上鳥羽南部地区土地区画整理事業区域内 第21街区 仮換地）

（底地町名地番 京都市南区上鳥羽山ノ本町39番及び40番5）

地目 宅地

地積 163平方メートル

予定価格 11,740,000円

(4) 4号物件（更地）

所在 京都市西京区大枝沓掛町14番201

地目 宅地

地積 268.66平方メートル

予定価格 33,860,000円

2 売却条件

1号物件、2号物件及び4号物件の土地の面積は、実測面積とし、3号物件は仮換地

の面積とし、それぞれ現状有姿のまま売却する。

3 入札参加資格

次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格を有しない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の一に該当する事実があった後3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (3) 地方自治法第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者

4 入札日時

平成24年9月26日（水） 午前10時30分
（午前10時受付開始）

5 入札場所

京都市消防局作戦室（消防局本部庁舎7階）
（京都市中京区押小路通河原町西入榎木町450番地2）

6 入札参加申込み

- (1) 申込用紙（一般競争入札参加資格審査申請書）、誓約書及び入札案内書の配布

ア 期間

平成24年8月24日（金）から9月12日（水）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

イ 時間

午前9時から午後5時まで

ウ 場所

京都市行財政局財政部財産活用促進課

(市役所西庁舎3階 電話075-222-3284)

市役所案内所(本庁舎及び北庁舎)

各区役所及び支所の地域力推進室(市内14箇所)

(2) 申込受付(持参受付)

ア 必要書類

(ア) 申込用紙(一般競争入札参加資格審査申請書)

(イ) 誓約書

(ウ) 添付書類

a 個人の場合

住民票の写し及び印鑑登録証明書(発行後3箇月以内のもの)各1通

b 法人の場合

代表者事項証明書及び印鑑証明書(発行後3箇月以内のもの)各1通

※ 連名(共有)で申し込む場合は、連名(共有)者全員の住民票の写し等が必要となります。

イ 期間

平成24年8月24日(金)から9月12日(水)まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

ウ 時間

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

エ 場所

京都市行財政局財政部財産活用促進課

7 入札保証金

入札参加者は、入札金額の100分の5以上に相当する額を、入札当日の受付で、金融機関保証小切手により納入しなければならない。

8 入札の無効に関する事項

京都市市有地売却入札等取扱要綱第11条による。

京都市市有地売却入札等取扱要綱(抄)

(入札の無効事由)

第11条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者が入札したとき、又は第8条第2項に規定する委任状及び一般競争入札参加資格者証を提出しない代理人が入札したとき。
- (2) 指定の時刻までに入札書を提出しなかったとき。
- (3) 所定の入札書以外で入札したとき。
- (4) 郵便により入札したとき。
- (5) 入札保証金が、入札金額の100分の5に満たないとき。
- (6) 予定価格を下回る額で入札したとき。
- (7) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (8) 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき。
- (9) 代理人が入札する場合において、入札書に委任状の代理人使用印と異なる印鑑が押印されているとき。
- (10) 入札者又はその代理人が1人で同一事項の入札に対し、2枚以上の入札書で入札したとき。
- (11) 入札金額の記載に訂正があるとき。
- (12) 主要事項（入札金額、入札者並びにその代理人の住所及び氏名をいう。次号において同じ。）の記載が明確でないとき、又は漏れているとき。
- (13) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記器具により主要事項を記入したとき。
- (14) 入札金額以外の文字、数字等を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (15) 入札者が協定して入札をしたとき、その他入札に際し不正の行為があったと認められるとき。
- (16) 入札関係職員の指示に従わないなど、入札会場の秩序を乱したとき。
- (17) その他入札に関する条件に違反したとき。

9 その他

(1) 現地確認

物件の引渡しは現状のまま行うので、入札に参加しようとする者は、必ず事前に、各自で現地を確認すること。

(2) 入札当日の受付

入札参加者は、入札会場で入札前（午前10時から受付開始）に受付を済まさないといけない。

(3) 代理人の入札

入札者が代理人であるときは、入札当日の受付時に委任状を提出しなければ、入札に参加することができない。

(4) 郵送による入札

郵送による入札は、認めない。

(5) 契約資格の審査

落札者は、平成24年10月1日以降に誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第1号様式）を京都市行財政局財政部財産活用促進課に提出し、契約資格の審査を受けなければならない。

(6) 契約の締結及び売却代金の納入

(5)の審査で契約資格を認められた落札者は、平成24年10月11日（木）から10月25日（木）までに売買契約を締結し、契約の締結後速やかに売買代金の全額を一括納入しなければならない。

(7) 3号物件の清算

ア 3号物件は、上鳥羽南部地区土地区画整理事業区域内にある仮換地であり、売買面積と換地処分による登記簿面積が異なっても、本市と当該土地の購入者の間で、売買代金の清算は行わない。

イ 土地区画整理事業施行者により、売買土地の係る土地区画整理法第102条の規定による仮清算又は同法第110条の規定による清算が行われるときは、それによる過不足の清算金は、当該土地の購入者において処理しなければならない。

(8) その他必要事項

その他、入札について必要な事項に関しては、京都市契約事務規則の定めるところによる。

(行財政局財政部財産活用促進課)